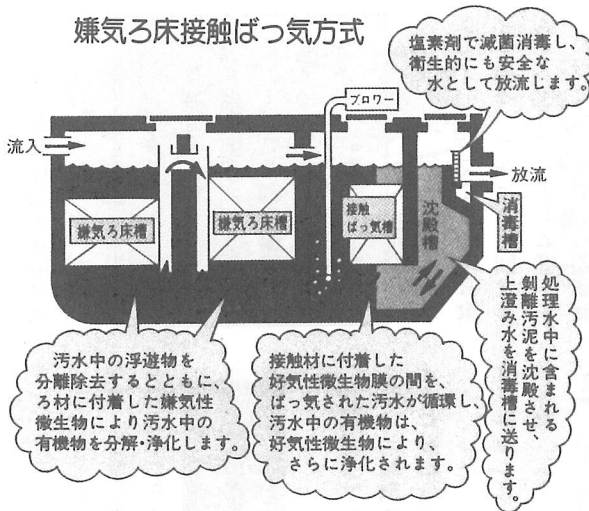


浄化槽は生きている物です

浄化槽はこうなってます

嫌気ろ床接触ばっ気方式（合併処理浄化槽）。ほかに分離接触ばっ気方式などがあります。

嫌気ろ床接触ばっ気方式



みなさんは、浄化槽の仕組みがどうなっているかご存じでしょうか？
浄化槽の中には、たくさんさんの細菌や原生動物などの微生物が生息しています。

この微生物が、汚水の中の汚濁物質を食物として体内に取り込み分解して、汚水をきれいな水にするのです。

したがって、微生物が活発に働けるよう①保守点検②清掃③法定検査を行い、正しく浄化槽を機能させることが、使用する人にとっての責任なのです。

保守点検とは

保守点検は、機械の点検・補修や消毒剤の補給などを行います。保守点検を委託する場合は、知事の登録を受けた業者であることを確認してください。保守点検の回数は、下表のように国で基準を定めています。

なお、この回数はあくまでも最低限必要な回数ですので、使用状況に応じて、回数を増やすことが必要です。

小型合併処理浄化槽(50人槽以下)

処理方式	分離接触ばっ気方式	嫌気ろ床接触ばっ気方式
処理対象人員(単位 人)	20以下	21以上50以下
	4ヵ月に1回以上	3ヵ月に1回以上

単独処理浄化槽(し尿だけを処理)

処理方式	全ばっ気方式	分離接触ばっ気方式	分離ばっ気方式	単独ばっ気方式
処理対象人員(単位 人)	20以下	21以上300以下	301以上	
	3ヵ月に1回以上	2ヵ月に1回以上	1ヵ月に1回以上	4ヵ月に1回以上 3ヵ月に1回以上 2ヵ月に1回以上

清掃とは

浄化槽にたまったスカムや汚泥などを、抜き取る作業が清掃です。浄化槽をそのままにしておくと、放流水といっしょに汚れが流れ出てしまうだけでなく、機能不良の原因にもなります。

清掃は、原則として毎年1回(全ばっ気型は2回)保守点検業者の指示に従い、許可を受けた業者に依頼して適切に実施してください。

法定検査も忘れずに

保守点検とは別に、使用開始後6か月から8か月とその後1年に1回

浄化槽からのお願い

浄化槽はふだんの管理が大切です。みなさんが、ふだん使用するにあたっては、次のようなことを注意してください。

1 トイレの洗浄水は、十分に流す

洗浄水は、1日一人につき50ℓは必要です。小用の場合にもきちんと流すよう心がけてください。

2 便器の掃除に微生物が影響するような薬品を使用しない

劇薬成分を含む洗剤等を使うと、浄化槽内の微生物が死んでしまうことがありますので、掃除は、なるべく早めに、ぬるま湯や薄い石けん液で行ってください。

3 トイレにトイレットペーパー以外のものは使用しない

必ず、トイレットペーパーを使用し、新聞紙や紙おむつなどの異物は絶対に入れないでください。

4 浄化槽の上に物を置かない

浄化槽内の保守点検や清掃時の邪魔になります。

5 ブロワーの電源は切らない(ばっ気型)

モーターは槽内に空気を送りこみ、微生物の働きを助けます。☆し尿のくみ取り

浄化槽ではなく、し尿のくみ取